

<評伝>

ダマノフスキイ・アーコシュの生涯と事績 (下)

古川肇

4. 主著

主著の本タイトルを改めて掲げるならば *Functions and Objects of Author and Title Cataloguing* である。ダマノフスキイによると、著者書名目録作業は精巧な理論的な基礎を必要とすること、およびカタログガーが現在まで達成した理論は未だに満足できる水準から遠いことの2つの仮定 (premise) に基づき、機能と対象という分野 (p.11) を選択して執筆された。ただし彼は目録記入 (以下「記入」) にも言及している。カッターの『辞書体目録規則』における、余りにも有名な「目的」の原語が object であるため⁴⁷紛らわしいが、上掲の本タイトル中の object は「対象」の意である。過去の関連邦語文献では「対象物」および「記述対象」と邦訳あるいは言及されているが、主著における object の範囲はこれら2語より広いと考えられるので、小文では単に「対象」とする。

主著の構成の骨格は以下の通りである。前章で見たダマノフスキイの他の英語著作と逆にテキストの分節化が顕著で、本文は番号づけられた計76のセクションに分けられている。付録は重要で、章やセクションとして本文に組み入れられても差支えないほどである。

なお、小文で原文を参照するときは、そのページを注ではなく丸括弧に入れて本文中に示す。

序

第1章 本研究の意図 (aim) と主題

第2章 著者書名目録作業の「機能」と「対象」という用語

第3章 著者書名目録の簡略な史的概要

第4章 第1機能：1. 「図書」の記録

第5章 第1機能：2. 「図書」以外の基本的対象

第6章 第2機能：「著作」の記録

第7章 第3機能：個人および団体の「全著作」の記録

付1 研究の範囲を標準目録作業に限定することは、不当ではないのではないか

付2 対象に応じた目録記入の分類

付3 標準目録作業の3機能の定義の要約

先へ進む前に、ここでダマノフスキイによって、検討の範囲が二重に限定されている実態を指摘しておきたい。第1は、図書とそれに類似する資料 (これに関する規定が多くの一國

目録規則の基幹部分である)のみを扱う、「標準目録作業 (standard cataloguing)」(p.22、付 1)に限られていること、第 2 はパリ原則と同じく一館目録に限られていることである (同原則 2.1 等に「当該図書館」とある)。図書中心であるため小文では原則として「タイトル」ではなく「書名」を用いる。

(1) 機能

彼は下に引用する、いわゆるパリ原則の「2. 機能」を再構成することから論を始める。

目録は、以下の事柄を確認するための有効な道具でなければならない。

2.1 当該図書館に (中略) 指定される特定の図書が所蔵されているかどうか、および

2.2

(a) 当該図書館には、特定の著者のどの著作が、また

(b) 特定の著作のどの版が所蔵されているのか。

彼による再構成の内容は文章 (書き流し) で述べられているが (p.29)、試みに次に箇条書きへ変更して引用してみる。

目録の機能とは、当該図書館で利用できる、以下の対象に関する情報を容易かつ速やかに伝達すること (to convey) である。

1. 特定の図書
2. 各著作のすべての版
3. 各著者のすべての著作

ダマノフスキイは、**function** という語が日常的には **task**、**duty**、**service** とほぼ同義に使用されると見なしそれを考慮して (p.25)、著者書名目録の機能に関しパリ原則の静的な定義と対照的に、能動的な定義を与えたといえることができる。また目録がコミュニケーション・ツールであることをよく表現している。パリ原則と比べると、対象の範囲の広狭に合わせて順序が変更される一方で、集中機能の枠 (2.2) が消去している⁴⁸⁾。ここに列挙されている対象のうち、過去に名称が存在しなかった集合である「著者のすべての著作」に、彼は **authors' oeuvres** という語を当てた (p.35)。あえて一部にフランス語を採用したのは、英語には当該図書館で利用できる当該著者の全著作の「全」を含意する単語がない、との判断からだろうが、小文ではこの **oeuvres** を「全著作」とする。また「特定の図書」、「各著作のすべての版」、「各著者のすべての著作」に関する各情報を伝達する機能を、それぞれ上掲の目次に従って、第 1 機能、第 2 機能、第 3 機能とよぶことにする。

機能に関する彼の論の骨格は以上に尽きるといってよい。というのも、彼は「4 番目の機能を認識しようとする 2 つの試みに対する批判」というセクションを立て (p.30)、かつて

ダマノフスキ自身とヴェロナが別々に提案した 4 番目に相当する機能 (紹介略) は、3 機能に比肩できないもの、あるいは 3 機能に包含されるものと批判しているからである。

私見—ここで、筆者がパリ原則「2. 機能」とダマノフスキ案に共通する欠点と考える箇所を指摘したい。パリ原則の「確認する」には「誰が」が示されず、ダマノフスキの「伝達する」には「誰に」がない。「利用者が (に)」が欠落しているのである。検討の対象が事務用目録などではなく **public catalog** であるとの意識が弱いためか、それとも余りに自明だから記すまでもないとの思いからであろうか。漸く 2009 年の原則に「目録は、利用者に次のことを可能にする、有効かつ効率的な道具であるものとする⁴⁹⁾。」と、「利用者」が登場した。

(2) 対象

こうして主著の大半は、前掲の目次からも明らかなように、3 機能ごとの対象論に当てられ、第 1 機能では図書に関する、第 2 機能では著作に関する、第 3 機能では著者に関する、カタログおよび一般人の現行の用法が極めて詳細に吟味される。その結論は、付 3 において各機能の定義の要約中に組み込まれ表現されている。以下では、この付 3 での機能別の結論の紹介を中心に据えて、その説明、敷衍等を本文に基づきながら行いたいと思う。

さて、対象論においては、**function** の語と対照的に **object** の語が単独で使用されることは稀で、他の語により意味が限定されている場合が多い。それらのうち、ここで予め特に基本的対象 (**elemental object**) と複合的对象 (**composite element**) について述べておきたい。**elemental** には基本的であるとともに「単一」の意味が含まれていると考えられ、基本的対象は第 1 機能に対応する。他方、複合的对象は基本的対象の集合を指し、集中機能に属する第 2、第 3 機能に対応する (p.41)。

a. 第 1 機能に対応する対象

ダマノフスキの対象論全体を理解する鍵となる文章は、『『図書 (book)』』という語は、(中略) 物質的 (**material**) 側面と知的側面が必然的で分かち難く結合している物象 (**phenomenon**) を意味する。」(p.90) という一文である (この他にも同じく強調して表現されていないが、同趣旨で字句がやや異なる複数の文が主著中に現われる)。

パリ原則等で単に「図書」とのみ表現された単巻または複数巻の冊子は、常に全体が一様であるとは限らずしばしば複数の部分から構成されている。今風にいえば、単一の体現形から成る図書と集合体現形から成る図書とがある。ダマノフスキは、この実態下において、図書全体が対象であるだけでなく、各部分もまた対象であることに注意を促す。彼は「日常の意味での単一の『図書』は、目録の意味ではしばしば数点の『図書』の複合である。」(p.55) といい、しかも「合集中に公表された著作はその多くが目録に記録されず放置される。」(同) という。この慣行に対して、彼は「これらを個別に記録することが不可欠である (**It is indispensable that each of these should be recorded separately**)。」(同) と断言する。

このように単純でない構造を有する図書またはその部分に対処するため、彼は第 1 機能

に対応する基本的対象を、付 3 によれば次のように三分する。目録が第 1 機能を十全に發揮するためには、これらの全対象に関する情報の提供が必要である、ということになる。

第 1 次基本的対象：物理的に分離した図書 (item)。

第 2 次基本的対象：第 1 次基本的対象内の、物理的に非分離である部分。

- ・知的に独立した部分 (例えば、シンポジウムの報告中の各ペーパー)
- ・知的に従属的な部分 (例えば、本体の著者以外の著者による付録)

第 3 次基本的対象：第 1 次基本的対象または第 2 次基本的対象の面 (aspect) (例えば、編集行為 (editorial performance))。

第 1 次基本的対象が図書の物質的側面に相当する。彼は、この第 1 次基本的対象に関する情報の伝達が第 1 機能の基幹部門 (fundamental sector) で、第 2、第 3 次基本的対象に関する情報の伝達が同機能の補足部門 (complementary sector) であるとし、第 2 次、第 3 次基本的対象をオプションとする。また第 3 次基本的対象には量的な構成要素が欠けている (lacks the physical constituent) ことに注意を促す (p.79)。

原文の item は、筆者の見落としてなければ主著のどこにも定義が与えられていないので、通常の語学辞書上の意味で使用されていると見るほかはない。手元の辞書には「物品」という包括的な意味の訳語が記載され、用例によればそれは文脈に応じて具体化や個別化が可能と考えられるので⁵⁰「図書」とした。なお、主著より後に公刊された AACR2 が、item に定義を与えたおそらく最初の目録規則である。

彼はまた bibliographical unit (書誌的単位⁵¹) という用語に触れ、これが第 1 次基本的対象と本質において一致すると思われるとしながらも、意味する範囲が第 1 機能の対象全体を包含するのに、第 1 次基本的対象は同機能の複数の対象の一つに過ぎない点で両者は相違するという (p.67)。

なお、本文に現われ付 3 に登場しない語に document があり、彼はこの語を物質的側面と知的側面が結合した対象であるとする (p.79)。これは図書の定義と同一であるのになぜこの語を図書と別に使用したのかは分らない。あるいは、非図書資料や非文字資料をも含める意図で用いたかと思われる。

b. 第 2 機能に対応する対象

ダマノフスキは、我々が「特定の図書を探す」という場合、大多数の利用者は実は特定の著作のどれかの版を探しているのである、と第 2 機能の意義を強調する (p.89)。つまり利用者にとって焦点は図書ではなく著作にあるというわけである。

だが、彼は work という用語について、例えば“the title page of the work” (AACR1 第 4 条 A⁵²) のように book と混同して使用している等の、館界における無秩序な実情を指摘する。そして「AACR[1]の検証は次の事実の有力な証明を提供する (furnishes)。即ち、カタログの大多数は顕著な人物を含めて、明快で正確な意味をもつ名称によつてものをよぶ

ことを習得するまで正確な思考は不可能である、という公理を、今なお常習的に (habitually) 見過ごし続けている。」(p.96) とまで痛烈に批判する。そして、第2機能の定義中に著作の語を使用することなく、非物質的な要素 (constituent) と表現した。以下に、この機能の定義全体を付3から念のため原文のまま抜粋する (下線とボールド体は筆者)。下線部が著作に代わる部分である。

The second function consists in providing assembled **information about** all those elemental objects recorded in the catalogue, the non-material constituent of which is either the original or a translation of a particular text, collection of texts, or other document-content, or else a revised version, an enlargement, abridgement, adaptation of, or selections from, this original – whether in the latter’s language or in a translation arranged in separate composite units.

ここから第2機能に対応する対象が、目録中に記録された全基本的対象のうちの非物質的な構成要素であること、およびそれには原文の系列と派生の系列との2種類 (“either”からと“or else”から) があることが知られる。ダマノフスキイは、第2機能によって集中された基本的対象どうしは、内容の核心が同一であることで相互に結びつけられていなければならない、それは内容の知的源泉を共有していなければならないことを意味する、と記す (p.98)⁵³。なお、彼は内容 (contents) とテキスト (text) を相互互換的に扱っている (p.99)。

さらに、先に触れた bibliographical unit の対語である literary unit (文献単位) について、上掲の第2機能の定義中に規定された仕方で「内容によって相互に結びつけられた基本的対象の集合体 (aggregates) を意味する」と独自の定義を行う (p.101)。

私見—第2機能の定義の下線部に基づいて、ダマノフスキイが使用を回避した「著作」を仮に再定義しようと試みれば、どうなるだろうか。彼の主張から逸脱したり矛盾したりしない範囲で次のように私案を記してみたい。「著作とは、物質的側面と知的側面とから構成される図書のうちの後者を指す。両側面は1対1で対応する場合と、1対多で対応する場合とがある。また著作の種類には原文の系列と派生の系列とがある。」

c. 第3機能に対応する対象

この機能について、今度は付3前半の私訳に、原文を添えて掲げる。

第3機能は、目録中の個人名または団体名の下に記録された全ての基本的対象に関する情報を、新しい複合的な情報の単位へと排列することであり (後略) (The third function consists in arranging the information about all the elemental objects recorded in the catalogue under persons’ or bodies’ names into new, composite informational units [...])

本機能は第2機能と同じく、知的側面について特定著者による複数の対象に関する情報

を利用者に伝達することにあるが、もとより対象間の距離はより大きい (p.111)。伝達する情報に関する記録には、必ずしも創作行為の達成 (authorial achievements) の記録だけでなく、訳者、编者などによる出版物の製作寄りの記録も副出記入 (後述) の作成によって目録に含まれ、その範囲は図書館ごとに様ではない (p.112)。ダマノフスキはこの状況を決して批判しているわけではなく、実態として述べているのである。ただし、役割指示子のような手段による細分にまでは及んでいない。

第3機能に対応する対象論のなかで、ダマノフスキが大きな紙幅を割いているテーマは団体著者の否定である。下にその概要を記す。

団体著者の定義を達成し得た目録規則は皆無であり、その証拠に諸規則相互で一致が得られていない上、各々はそれぞれに曖昧である (p.121)。関連出版物 (publications concerned) の多数が事実として団体の名称で執筆され、多くの目録規則が「団体著者性」という用語の適用をその種の出版物のみに限定していることは真実である。しかしながら、団体を代表して (on behalf of) 執筆された団体出版物とそれ以外のものとを区分する鋭い線を引くことは全く不可能である (p.123)。そこで、「団体著者」という概念と用語を放棄することが明らかに最善である (It would be the best definitively to drop the concept and term 'corporate author'.) (p.124)。

ただし、このように団体著者を全否定するダマノフスキにも、既に述べたように、ICCPで団体著者肯定論者との調整を図る発言をするという融和的な局面もあった⁵⁴⁾。

ともあれ団体を著者から排除した彼にとって、著者とは「ある著作の原版 (original version) を執筆した個人」 (p.116) である。ここにおいて、3(6)で見たように编者・編纂者も著者に含まれない。これらに関して彼は「疑似著者 (pseudo-author)」という語を用いて言及している (p.75)。

なお、我が国では板寺一太郎がダマノフスキの団体著者論を取り上げている⁵⁵⁾。

私見—ダマノフスキの詳細にもかかわらず筆者自身は団体著者を肯定する。その理由は団体が著者と考えるのが適切と思われる著作が確実に存在するからであり (例えばある団体が編集刊行したその団体の活動報告)、全否定は現実から遊離すると考える。

ここで思い合わされる目録史の一局面がある。AACR1からAACR2への改訂過程において、「非図書資料」と題するAACR1第Ⅲ部が誰の目にも不完全な規定群であって、この種の資料の目録法が論議的となった時期のことである。諸見解が対立するなかで、非図書資料は多くが共同製作されるからの理由で、タイトル記入を主張する見解がそれなりに有力であった⁵⁶⁾。しかしながら、論議を経て成立したAACR2は、非図書資料にも図書と同じく著者第1、タイトル第2の原則を及ぼし、標目に関して全資料共通の目録規則を実現し得た。これは今になって振り返ると妥当な方針であった。同じことが団体に由来する資料にも当てはまるのであり、量の多寡や比率の大小に惑わされてはならないと思う。筆者が団体著者否定論の理解に努めるのは、その知識が団体著者標目の使用に慎重で抑制的であることに有効なためである⁵⁷⁾。

(3) 記入

彼は、上述のように分析した各種の対象について、それに関する情報の伝達的手段 (vehicle) である記入のことを、第5章で概説し付2で詳説する。これは明らかに本タイトルの範囲から逸脱しているが、実務にまで視野を広げるのは好ましい態度である。彼によると、記入の体系の骨子は次のようである。

記入は、基本記入、副出記入、参照から成る。参照を他の2記入と横並びに位置づけ、いわゆる分出記入というカテゴリーは認めない。認めない理由は、一般に分出記入の範囲が既述した第2次基本的対象のうちの「知的に独立した部分」に限定され、「知的に従属的な部分」が時に (sometimes) 無視されるためである (p.77)。分出記入は副出記入内に位置付けられる。

基本記入は、常に第1次基本的対象に対して作成される。

副出記入は、同格副出記入 (co-ordinate added entry)、補助副出記入 (accessory a. e. 58)、第3次副出記入 (tertiary a. e.) に区分される。同格副出記入は (基本記入と同じく) 第1次基本的対象に関して、補助副出記入は第2次基本的対象に関して、第3次副出記入は第3次基本的対象に関して、それぞれ作成される (p.75-80)。

例えば、団体が関わる図書の場合、ダマノフスキイの団体著者否定の主張に従えば、基本記入が書名の下に、同格副出記入が団体名の下に作成されるわけである。第3次副出記入は、訳者や編者など (当世風にいえば表現形に関わる個人や団体) の下に作成される。従来の分出記入は補助副出記入に該当する。

また、彼は各記入の対象を principal object と名付け (p.74)、それを object proper と complex object proper とに二分する (p.149-150)。前者は既出の「基本的対象」に相当し、後者は「複合的对象」の1構成要素 (a component) に相当していて、この区別は我が国の書誌階層構造の概念に通じる区別である。

さて、記入に関わる用語としてダマノフスキイ独特のものに「正式標識 (formal mark) 59)」がある。これは特定記入の目録内の位置を決定する要素、つまり排列要素である (p.36)。

「物質的標識 (physical mark)」と「統一標識 (uniform mark)」に分かれる。前者は3機能全てを満たすために必要で本タイトル等の書誌的事項に相当し、後者は第2、3機能を満たすために必要で主題標目以外の標目に相当する。

(4) ウィルソンによる批判的検討

主著の出版後、シャインバーン (J.A. Shinebourne) がこれを AACR2 批判の論拠の一つとしたが⁶⁰⁾、本格的な批判的検討の対象としたのはパトリック・ウィルソン (Patrick Wilson) である。彼は、例えば次のように主著の所説を紹介しつつ (鍵括弧内は主著 93 ページからの引用)、独自の作業段階モデルを提示した。

「物理的に独立した形態で刊行されることのなかった知的に独立した個々の著作の諸版の多く」は、「目録の自律的対象物」として扱われない。ある特定の著作の幾つかの版だけが目録中に独立してリストされて、独立して刊行されることのなかった著作の諸版は全くリストされない⁶¹⁾。

モデルは次のように 3 段階から成る。

分出の段階—著作であることが自明なものを、独立して表示する。

コピーの認知の段階—異なる出版物間の、テキストの同一性または近似性を示す。

関連テキスト群の集合の段階—同一性の関係以外のテキスト間の関係を示す⁶²⁾。

筆者は以前から、いわゆる FRBR モデルの意義は「個別資料を著作以上に（中略）機能面で強調するという、従来目録構造の特徴を転倒させた（reversed the functional emphasis of item over work that had been characteristic of catalog construction heretofore）⁶³⁾」ことにあるとする言説を最も的確と考えているが、その筆者から見て、この作業モデルの「分出の段階」はそれに大きく近づいたものである。

私見—ダマノフスキイたちのいう「合集中に公表された著作はその多くが目録に記録されず放置される」（p.55）実態は、洋の東西に共通のようである。筆者による過去の極めて小さな調査、それは NACSIS-CAT における、短篇小説作家、芥川龍之介の本タイトルが『芥川龍之介集』である合計 36 書誌レコードを対象とした調査だが、個々の作品が「CW フィールド」に入力されていたものが 17（内「～ほか〇篇」3）、入力されていなかったものが 19 であった（2011 年 8 月 7 日現在）。この低調な実態は、国立国会図書館がジャパン・マークの頒布を開始した 1981 年の早くも翌年に、利用機関から「内容細目もアクセス・ポイントにしてほしい」との要望が同館に寄せられた事実⁶⁴⁾を思い合わせると、筆者には深刻であると思える。いずれにせよ漫然とした *habitual neglect*（主著 p.65）があつてはならない。

とはいえ、コレクション型集合体現形の記録中に常に収録著作の体現形を記録しよう（書き出そう）とすれば、その全作業量は非現実的なまでに膨大となり、既に述べたようにダマノフスキイが、第 1 機能に対応する対象のうち、第 2 次・第 3 次基本的対象をオプションとしたのもそれを考慮して（p.65）のことと思われる。さらに主題目録作業の側面をも考慮すれば、通常は一目録作成機関の能力を遥かに越える。目録政策の次元の話となるが強力に集中・分担目録作業を推進する全国的な体制の創成を待つほかはなく、それでも限界は残り続けるに相違ない（一方で、例えば俳句集における各句、百科事典における各項目のように、常識的に記録の対象と考えられない著作の体現形もある）。そこで、省略するに際してせめて次の 2 点の実行を提唱したい。

第一に、目録作成機関は省略する範囲や対象を確定しかつそれを公開して、もし利用者に異論が多ければ変更も辞さないこととする。

第二に、省略するときは、集合体現形の記録の一角に、当該体現形に包含されている諸著作の体現形の記録を省略するという意の、「記録省略（または未済）注記」とでもよぶべき注記を記す。これはおよそ従来にない趣旨ではあるが必須である。著作が存在するのにカタログガーが自分の都合で省略しておいて、その事実を利用者に打ち明けないことは許されない。それにつけても記録の省略を利用者に早々と注意喚起する（early warning）ためには、従来通り「体現形に関する〔原文―対する〕記述を書誌データの根幹とする」（『日本目録規則』2018年版序説）ことが前提となる。この体現形（集合体現形）はダマノフスキイのいう第1次基本的対象に合致する。

おわりに

カタログガーが正対しなければならない書誌的宇宙は、グラデーションと齟齬に満ちた世界である。例えば、一方の極に一古典である著作が存在し、他方の極にそれについての作品論である著作が存在する事実は確実でありながら、両者の中間に無数の校訂、注釈、概略、改作、翻訳が林立して、どこで原著者から別の著者に交替するのか一向に判然としない。また各々が独立である著作が形態の次元では非独立である、という齟齬が極めて頻繁に現われる。

このように、異質と連続、具象と抽象が複雑に交錯する書誌的宇宙について過不足なく記録し利用者に情報を伝達する作業は至難の技であり、カタログガーの積年の努力にもかかわらずその進歩は遅々としている。図書館理論家として高名なシェラ（Jesse Hauk Shera）は、ある講義で「図書館のツールなるものはすべて（中略）きわめて未発達かつ粗雑であるといえるのです⁶⁵⁾。」と述べたが、目録はその最たるものかも知れない。

ダマノフスキイはこのような資料組織化の現状を基礎から再建しようとした人である。その主要テーマは専門用語の吟味にあると見られる。元々日常生活で使い古された単語を図書館員が専門用語として安易に転用し、さらに不用意に使用を重ねる実態が組織化の原点に存在し、それが組織化全体の深化を阻害しているというのが、彼の思いだったのではないだろうか。彼の主著には **current formula(e)** という語が頻出する。**formula** は慣用表現などの意味だが、彼は館界に流布する語句を俎上に載せ吟味することを通して目録基礎論を構築しようと企てた。論を進める際の屈折に満ちた論理は筆者には咀嚼し難く、小文はその粗笨な紹介の域を出ていないが、彼の発言と論考自体は、今なお目録について考察するための示唆を豊かに蔵している、と筆者は評価したい。

数十年前に、筆者の依頼に応じて欧州旅行中にユーゴスラビア（当時）の雑誌に掲載された、3(3)で扱った論文 **Code-making** のコピーを入手し持ち帰ってくれた、同僚（当時）の諫山敏夫氏に謝意を表す。

付1 ダマノフスキイ・アーコシュのドイツ語・ハンガリー語による著作 (各発表年順)

<ドイツ語>

“Einiges über die Grundsätze der Titelaufnahme.” *Libri*. 10(3), 1960. p.205-254.

“Die korporative Verfasserschaft.” *Libri*. 11(2), 1961. p.115-158.

“Der Code-Entwurf der Pariser Katalogisierungskonferenz.” *Libri*. 12(3), 1962. p.191-216.

“Eine terminologische Bemerkung über die RAK.” *Libri*. 29(4), 1979. p.311-320.

<ハンガリー語>

“Index-katalógus, címszavas katalógus [Index Catalogue, Title Catalogue].” *Magyar Könyvszemle*, 1937. 61.évf. 1. p. 19-28.

“Nagybetű-használat a cíMLEÍRÁSBAN [Use of Capitals in Cataloguing].” *Magyar Könyvszemle*, 1957. 73.évf. 4. p. 325-334.

A könyvtári cíMLEÍRÁS IRÁNYELVEI ÉS A TESTÜLETI SZERZŐ [Guidelines on Library Cataloguing and Corporate Authorship]. Budapest : Országos Könyvtárügyi Tanács : Budapesti Egyetemi Könyvtár, 1959. 75 p.

“A nemzetközi katalogizálási konferencia előmunkálataihoz [To the Preliminary Works of the International Conference on Cataloguing Principles].” *Magyar könyvszemle*, 1960. 76.évf. 3. p. 255-266.

“A párizsi katalogizálási konferencia szabályzat-tervezete [Draft Code of the Paris Conference on Cataloguing Principles].” *Magyar könyvszemle*, 1962. 78. évf. 2-3. p. 171-183.

“A leíró katalógus alapfeladatai [Main Functions of an Author and Title Catalogue].” In *Az Egyetemi Könyvtár évkönyvei*. 2. Budapest : Tankönyvkiadó, 1964. p. 7-43.

“A leíró katalogizálás tárgyai [Objects of Author and Title Cataloguing].” In *Az Egyetemi Könyvtár évkönyvei*. 3. Budapest : Egyetemi Könyvtár, 1966. p. 7-62.

“A cíMLEÍRÁSI SZABÁLYOK ÉSSZERŰSÍTÉSÉRŐL [How to Rationalize Cataloguing Codes?].” In *Az Egyetemi Könyvtár évkönyvei*. 5. Budapest : Egyetemi Könyvtár, 1970. p. 7-53.

“A leíró katalógus bejegyzéseinek osztályozása [Classification of Author-Title Catalogue Entries].” In *Az Egyetemi Könyvtár évkönyvei*. 6. Budapest : Egyetemi Könyvtár, 1972. p. 107-136.

A nemzetközi szabványosított könyvszámolás (ISBN) ismertetése és javaslat bevezetésére Magyarországon [International Standard Book Numbering: Suggestion for Its Introduction in Hungary]. Budapest : Országos Széchényi Könyvtár Könyvtártudományi és Módszertani Központ, 1972. 23 p.

付2 “Die korporative Verfasserschaft” におけるダマノフスキイの団体著者論

- ・ダマノフスキイは、団体基本記入は一般にアルファベット順目録の一貫性と明晰さを損なうと強く考え (believes even more strongly)、全ての団体標目を副出記入へ格下げすることを選びようとする (would prefer to relegate all corporate headings to added entries.)。
(pp.148-156)
- ・ダマノフスキイは、可能なときは常に団体標目中に地名を記録することを強く主張し、この要素の付加を目録利用者に有益な情報を提供し、団体をより明らかに識別する手段と考えた。
(p.147)
- ・ダマノフスキイは次のように強調した。組織名の前に領土を有する機関 (terrestrial authority) の名称を置くのは、*Code of Cataloging Rules* (ルベツキイによる AACR1 草案) が受容した記入の一般原理と矛盾し、論理に対する伝統の勝利としてのみ説明できる事実である。
(pp.135-137,146)
- ・[ダマノフスキイは、逐次刊行物を全て書名記入する処理には] 逐次刊行物、特に定期刊行物が専門的文献上で通常は本タイトルにより引用され、したがってこの要素によってよく知られている事実に合致する、という利点がある [と記している]。(p.133)

[出典 : Verona, Eva. *Corporate Headings : Their Use in Library Catalogues and National Bibliographies : A Comparative and Critical Study*. 1975.]

- ・団体基本記入の利点は、個人著者がいない出版物に関して、その団体著者を知っていて正確な書名を知らない利用者が、端的にアクセスできることである。他に利点はない。(要約)
- ・個人のライフワークは、団体の全成果には比較できない有機的な一体を成す。したがって、目録における 1 団体の全出版物の集中は必須ではない (これはルベツキイ草案の観点である)。個人著者性と団体著者性との間に真の並行関係はない。(要約)
- ・利用者が目録中に団体著者の出現する形を往々知らないため、直接かつ容易にアクセスできないことを考慮すれば、利用者は平均的には団体記入より書名記入によって多くのサービスを得るだろう (the user will be better served) との結論に達しなければならない。団体著者の正当な位置は、明らかに基本記入ではなく副出記入である。(要約)

[出典 : Carpenter, Michael. *Corporate Authorship : Its Role in Library Cataloging*. 1981. (原文のページ付け無記載).]

注 (前号の続き)

47) Cutter, Charles A. *Rules for a Dictionary Catalog*. 4th ed. 1904. p.12.

48) 実はヴェロナが、これと酷似した改訂案を先行して次のように提示している。ダマノフスキイはこれを踏襲したと推測されなくもない。しかし彼自身による言及がないので、ここでは両人が別々にほぼ同一の案に達したと見る。

2.2 当該図書館には、特定の著作のどの版が所蔵されているのか。

2.3 当該図書館には、特定の著者による著作を含む出版物の、どれが所蔵されているのか。

(前掲 10. p.24. (訳文を一部変更。))

- 49)『国際目録原則覚書』国立国会図書館収集書誌部訳 2009. p.4. ICP: 国際目録原則覚書 = Statement of International Cataloguing Principles (ifla.org) (accessed 2022-9-29)
- 50)例えば、“one of the most popular *items* broadcast” という語句においては「番組」。
- 51)もとより『日本目録規則』1987年版における「書誌単位」とは別語。次の邦訳を参照。Verona, Eva 著 森耕一訳「文献単位と書誌的単位」『目録と分類の理論—森耕一と整理技術論の発展—』p.96-127.
- 52)偶然この条項の邦訳(『英米目録規則 北米版』大内直之等訳)を前号13ページに引用したので参照。
- 53)次の文献をも参照。Svenonius, Elaine. *The Intellectual Foundation of Information Organization*. 2000. p.36.
- 54)古川肇「ダマノフスキイ・アーコシュの生涯と事績(上)」『メタデータ評論』3, 2022.4. p.4.
- 55)板寺一太郎「団体著者の比較目録法的研究」『図書館界』20(4), 1968.11. p.132-141.
- 56)古川肇「北米及び英国に於ける非図書資料の目録規則について—AACR 第III部改訂の基礎となる諸規則の紹介—」『Technical Services』10. 1975.12. p.1-13.
- 57)ここで想起され危惧されるのが、RDAにおいて初めて導入された「家族」である。Glossary中の定義は明らかに不十分と思われる。また、本文で団体に関してこれを創作者と見なすカテゴリーを列挙した §19.2.1.1.1 (Corporate Bodies Considered to Be Creators)に相当する条項が設定されていない状態は、将来に禍根を残すことだろう。
- 58)注1に挙げた文献は、これを複数箇所 secondary added entry と誤記している。誤り易くはある。
- 59)前掲53のp.8、下から12行目の「正式な標示」を変更。
- 60)前掲3。
- 61)Wilson, Patrick 著 高鷲忠美、岩下康夫訳「目録の第2番目の目的を解釈する」『整理技術研究』30, 1992.6. p.9. なお、筆者は不注意にもダマノフスキイとウィルソンの指摘の存在に無知なまま、次のように述べたことがある。
- [...]分出入を作成しない図書館では、構成部分を占める[だけの]著作は全く対象外である(中略)。だが、マイクロ資料やCD-ROMなどのように、図書形態ならば優に1物理単位またはそれ以上を占める著作を多数収録し得る媒体が急増している昨今、構成部分の書誌的記録の作成は急を要する。
- (古川肇「書誌的関連の諸類型—Tillettによる書誌的関連の分類—」『整理技術研究』30, 1992.6. p.1.)
- 62)同上 p.14-15.
- 63)Smiraglia, Richard P. *The Nature of “a Work”: Implications for the Organization of Knowledge*. 2001. p.48. 以下の文献からの再引用。Bennett, Rick; and others. *The Concept of a Work in WorldCat: An Application of FRBR*. 2003. p.[24]. The Concept of a Work in WorldCat: (oclc.org) (accessed 2022-9-29)
- 64)「第一回ジャパン・マーク利用者との懇談会」『国立国会図書館月報』253, 1982.4. p.19.
- 65)Shera, Jesse Hauk 著 藤野幸雄訳『図書館の社会学的基盤』1978. p.40.

(ふるかわ はじめ)

(2022 年10月6日受理)

【訂正】 本誌第 3 号 「ダマノフスキイ・アーコシュの生涯と事績 (上)」 p.8 下から 11 行目
誤 (formal marks 5 を参照) → 正 (formal marks 4 を参照)